

有限会社あいネットの審査の概要

資料6-2

審査項目		合計点	審査項目平均	審査項目配点	選定委員の評価	
1	事業者としての適性に関する評価	(1)経営理念・基本方針	26	5	10	「一般的な事業理念・応募動機である」が多数
		(2)財務状況	16			過去3年間の決算状況をもとに中小企業診断士が評価 中小企業診断士から評価の根拠を説明があり、全委員の同意のもと「多少の不安要因がある」に統一評価
2	事業施行の確実性に関する評価	(3)整備スケジュール	25	13	20	【委員会】農振除外手続き、開発許可申請、公共施設整備等といった着工までの手続きは誰が担うのか？新型コロナの影響で資材調達が停滞する可能性も考慮してのスケジュールか？ 【応募事業者】設計会社が各種手続きを担い、資材の発注は候補者決定後、速やかに発注をかける →「事業開始可能な妥当な工程である」が多数
		(4)地元の理解	26			候補者決定後、地元自治会に理解を得られるよう説明会を開催予定している →「概ね理解が得られている」が多数
		(5)土地・建物の確保	29			土地は賃貸借を予定しており、土地所有者とは覚書を締結済みであり、建物は選定後に自己所有物件として建築予定 →過半数が4点以上の高評価
		(6)事業の収支計画	24			収支計画書等をもとに中小企業診断士が評価 中小企業診断士から評価の根拠を説明があり、全委員の同意のもと「特に問題はない」に統一評価
3	予定地の立地条件に関する評価	(7)地域との交流	22	6	10	【委員会】地域住民のニーズを吸い上げ、地域の基幹となる施設になるよう求める →「地域との交流を考えている」が多数だが、一部「やや不十分な点がみられる」との評価あり
		(8)利便性	27			住宅地の中にあり、周辺には役場（包括）をはじめ、幼稚園・こども園・福祉施設も点在している →「特に問題ない」「利便性が良い」
4	施設整備計画に関する評価	(9)施設の形態	24	6	10	全委員「設備基準を満たした一般的な仕様である」
		(10)危機管理体制(防災・安全面・衛生面)	23			【応募事業者】災害時の避難場所として現在運営している天理市の小規模多機能型居宅介護事業所（浸水想定地域外）への避難も想定している 【委員会】水害時、垂直避難が不可能な設計のため、基礎を底上げする等のハード面でも対策が必要 →「一般的配慮がなされている」が多数だが、一部「部分的な不安がある」との評価あり
5	介護保険事業の実績等に関する評価	(11)事業実績	32	4	5	現在、小規模多機能型居宅介護事業所を運営中 認知症対応型共同生活介護事業所の運営実績なし 整備予定の地域密着型サービス事業の実績の有無を評価する項目であるため、5点中4点の統一評価
6	事業運営体制に関する評価	(12)運営方針	24	39	65	全委員「一般的な運営方針である」
		(13)町への協力及び地域連携	24			全委員「協力可能である」
		(14)人員計画	22			【委員会】人材確保の実現するための具体的な取組みは？ 【応募事業者】通常の求人に加え、以前に就労していた方にも声をかけ、採用に繋げようと検討している →「不安定要素もあるが、確保可能と思われる」が多数
		(15)人材育成	25			「一般的な検討となっている」が多数
		(16)事故防止・安全対策	24			全委員「一般的な検討となっている」
		(17)苦情や要望への対応	24			全委員「一般的な検討となっている」
		(18)今日的課題①(自立支援・重度化防止)	26			【応募事業者】本人の残存機能の維持を目標とした自立支援に向けた生活リハビリの実施の徹底 →一部「よく検討されている」との高評価あり
		(19)今日的課題②(虐待防止・身体拘束・権利擁護)	22			「一般的な検討となっている」が多数
		(20)今日的課題③(医療連携、看取り)	25			看取りの実施も検討されており、一部「良く検討されている」との高評価あり
		(21)認知症ケアの取組み	23			「一般的な検討となっている」が多数
		(22)利用料設定の妥当性	24			全委員「一般的な検討となっている」
		(23)低所得者に対する配慮	23			【委員会】生活保護受給者への料金設定の記載がないが、受け入れすることはできないのか？ 【応募事業者】運営上、生活保護受給者の受け入れ人数を制限せざるをえないが、生活保護受給者に限っての料金も設定する →「一般的な検討になっている」が多数
(24)独自性・先進性	23	【応募事業者】将来的には居宅介護支援事業所の併設も視野に入れており、介護支援専門員（ケアマネジャー）の面での貢献も考えている。 →「一般的な検討となっている」が多数				
合計		583	73	120		

【評価に関する留意事項】

- 各委員の合計の平均（小数点以下切り捨て）が、満点の6割（72点）に満たない応募者は不選考とする。
- 満点の6割以上の評価をした委員が過半数に満たない応募者は不選考とする。
※審査に出席した委員の過半数以上が6割（72点）以上の採点でした。
- (1)～(6)及び(14)のいずれかに、委員の過半数が1点とした項目があれば不選考とする。
- 委員が審査を欠席した場合、その委員の評価点は無効とする。